

議 案 第 33 号

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年9月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を参酌し、放課後児童クラブに従事する者に係る規定を整備するため。

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、一の支援の単位の利用者の数が20人未満となる場合において、緊急事態が発生した場合に適切かつ迅速に対応するための必要な体制が整備されているときは、放課後児童支援員の数を支援の単位ごとに1人とすることができる。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第10条第3項の規定は、令和2年4月1日から適用する。